

子発 0331 第 18 号  
令和 4 年 3 月 31 日

都道府県知事  
各市町村長 殿  
特別区長

厚生労働省子ども家庭局長

ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について

標記について、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、別紙のとおり「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」を定め、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので、本事業の適切かつ円滑な実施を期されたく通知する。なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

## ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱

### 第1 目的

ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている児童をいうが、例えば、ヤングケアラーへの支援が年齢により途切れてしまうことのないよう、18歳を超えた大学生であってもその家庭の状況に鑑み通学することができない場合などは、適切な支援を行うことが重要である。また、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し対応することが重要である。

本事業は、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげることができるよう、地方自治体における実態調査、関係機関職員の研修によるヤングケアラーの早期発見・把握等の支援体制の強化を図ること及びヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体の支援、悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置・運営、支援等といった取組をモデルとして実施することにより、より一層のヤングケアラーの支援に資することを目的とする。

### 第2 実施主体

実施主体は、都道府県及び市区町村（特別区を含む。）（以下、「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は、事業の全部又は一部を、当該事業を適切に実施することができると認めた社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人又はその他の法人に委託又は補助をすることができる。

### 第3 事業内容

#### 1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

##### （1）趣旨

ヤングケアラー実態調査・研修推進事業は、都道府県等において、子ども本人や学校等を通じて、ヤングケアラーの実態を把握するための調査を行うこと及びヤングケアラーやその家族と接する機会が多いと思われる関係機関・団体等の職員に対してヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等を実施することにより、都道府県等でヤングケアラーに関する問題意識を喚起し

支援を適切に行うとともに、関係機関・団体等職員のヤングケアラーの概念や発見の着眼点、発見後のつなぎを含めて理解促進を図る。

## (2) 内容

### ① 実態調査・把握

都道府県等は、ヤングケアラーの人数、ケアの頻度や時間を含めた家族のケアの状況やその影響等のヤングケアラーの実態を把握することに加え、子どもの気持ちに寄り添い、支援が必要なのか、そしてどのような支援が欲しいのか等について、調査を実施する。

### ② 関係機関職員研修

都道府県等は、子ども本人、保護者並びにケアを必要とする人に関わることが想定される医療、介護、福祉、教育等の関係機関や専門職員、支援者団体等を対象に各地方自治体、教育委員会等が連携し、ヤングケアラーの概念、ヤングケアラーの早期発見のための着眼点、発見後のつなぎ、対応する上で配慮する事項等、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等を実施する。

## (3) 方法

### ① 実態調査・把握

#### ア 実施

- ・ 都道府県等は、以下「①イ 対象」に掲げる者のうち、全部又は一部を対象としたアンケート調査又はヒアリング調査を実施すること。
- ・ 都道府県等は、ヤングケアラーの現状や直面する課題を把握するとともに、調査結果を踏まえた課題整理、課題解決等の分析を行うこと。
- ・ 都道府県等は、効果的と考えられる支援施策を検討するとともに、支援による効果を適切に把握できる仕組みを検討すること。

#### イ 対象

小学生、中学生、高校生若しくは大学生又は当該生徒が属する教育機関等

#### ウ 項目等

都道府県等は、調査の実施にあたって、少なくとも以下の項目を盛り込むこと。また、子どもの中には家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになったりしている場合もあるため、子どもの年齢、性別、ケアの状況等を考慮したものとすること。

- ・ 家族のケアの有無（有る場合、その状況（ケアの対象者、頻度、時間等））
- ・ 他者への相談状況
- ・ ケアによる悩み、生活への影響
- ・ 助けて欲しいこと、必要としていること
- ・ その他実態の把握、支援策を検討する上で必要とされる事項

#### エ その他

- ・ 子ども本人へのアンケートについては、学校における業務負担軽減を図る観点から、ウェブアンケート形式で実施することが望ましいが、アンケート用紙を配付し、学校においてとりまとめ郵送回答する形式等適切な方法を採用しても差し支えない。
- ・ アンケートの実施を通じて回答者である子ども自身がヤングケアラーであることを自覚する場合等も想定されることから、例えば、アンケート末尾等に相談先一覧を掲載するなど、子どもが相談を望む場合の対応方法も検討すること。

## ② 関係機関等職員研修

### ア 実施

- ・ 都道府県等は、以下「②イ 対象」に掲げる者をはじめ、幅広く研修等に参加させるよう努めること。
- ・ 都道府県等は、講師の選定にあたって、ヤングケアラーに関する幅広い知識を有している者（有識者、関係機関、支援者団体、元当事者等）の招聘、外部機関研修への参加等、地域の実情に応じた方法により実施すること。
- ・ 都道府県等は、地域におけるヤングケアラーの支援において重要な役割を担っている関係機関等職員の研修、相互連携など実践的な研修を実施するとともに、必要に応じて、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、作成される多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）を関係機関等に配付する等の活用を図ること。

### イ 対象

都道府県等の関係機関、支援者団体並びにヤングケアラーの支援に関する福祉、介護、医療、教育等に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下、「関係機関等職員」という。）であり、具体的には以下の機関の職員や専門職が想定されるが、これに限らず、要保護児童対策地域協議会構成員をはじめ、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることができる。

- ・ 都道府県等の児童福祉、母子保健、介護・高齢者福祉、障害者福祉、生活保護（生活困窮）等の担当部局
- ・ 児童相談所
- ・ 児童福祉司、児童心理司
- ・ 児童福祉施設
- ・ 福祉事務所
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員、主任児童委員、児童委員
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）

- ・ 訪問介護員（ホームヘルパー）
- ・ 相談支援専門員
- ・ 生活保護担当ケースワーカー
- ・ 市町村保健センター
- ・ 保健所
- ・ 医療機関（医師、保健師、助産師、看護師等）
- ・ 医療ソーシャルワーカー
- ・ 教育委員会
- ・ 学校
- ・ 教員（養護教諭を含む）
- ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の支援スタッフ
- ・ 司法関係機関
- ・ 子ども食堂、学習支援教室等の子どもの居場所となる機関
- ・ その他支援者団体等

#### ウ 項目等

都道府県等は、研修の実施にあたって、少なくとも以下の項目を盛り込むこと。なお、研修期間は、地域に実情に応じて、ヤングケアラーの支援体制の整備を図るものであることに留意し、適切に定めること。

- ・ ヤングケアラーについて理解を深めること
- ・ ヤングケアラーを早期に発見するための着眼点
- ・ 相談・支援の際に配慮する事項
- ・ 関係機関等の相互連携スキーム（つなぎ方を含む。）
- ・ 関係機関等職員によるグループワーク演習
- ・ その他福祉サービス、家族のケア等に関する事項

#### エ その他

本事業は、地域の実情に応じて、他の都道府県等と合同で実施することができる。また、他の都道府県等や関係団体が開催する研修等を受講する場合にも補助の対象とすることができる。

## 2 ヤングケアラー支援体制構築モデル事業

### （1）趣旨

ヤングケアラー支援体制構築モデル事業は、都道府県等において、関係機関と支援者団体等とのつなぎ役となるヤングケアラー・コーディネーターの配置、元当事者等が運営するピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援、ヤングケアラー同士がより気軽に悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等といった取組をモデルとして実施することにより、ヤングケアラーの支援体制の構築を図るものである。

## (2) 内容

### ① ヤングケアラー・コーディネーターの配置

都道府県等は、ヤングケアラーを発見・把握した場合に、高齢、障害、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭等といった家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう、関係機関、団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する。

### ② ピアサポート等相談支援体制の推進

都道府県等は、ヤングケアラーにとって、家事や家族のケアなどについての相談先として心理的なハードルの高い公的機関に代わる効果的な相談窓口として、支援者団体等によるヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談を実施する。

### ③ オンラインサロンの設置・運営、支援

都道府県等は、②のピアサポート等の悩み相談のほか、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験を共有することができる新たな場所として、支援者団体等によるSNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営、支援を実施する。

## (3) 方法

### ① ヤングケアラー・コーディネーターの配置

#### ア 配置

都道府県等は、地域の実情に応じて、ヤングケアラー支援担当部局や福祉事務所等、業務を行う上で適切な場所にヤングケアラー・コーディネーターを配置すること。

なお、地域の実情に応じて、「ヤングケアラー・コーディネーター」以外の名称をして、配置することを妨げない。

#### イ 要件

ヤングケアラー・コーディネーターは、以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者が望ましい。ただし、地域の実情に応じて、都道府県等が本事業を適切に行うことができると認めた者を配置することができる。

- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士、保健師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護福祉士等、ヤングケアラーの支援を行う上で効果的な資格を有する者
- ・ 介護支援、生活支援業務に3年以上従事した者

#### ウ 相談支援・助言等

ヤングケアラー・コーディネーターは、地域における関係機関等からのヤングケアラーに関する相談に対し、ヤングケアラーの家庭の状況に応じ、助言を行い、適切な福祉サービスのほか必要な支援につなげること。

#### エ 研修等

ヤングケアラー・コーディネーターは、地域の関係機関等を対象に、ヤ

ングケアラーの支援に関する研修等を実施するとともに、自らも外部機関研修に参加するなど知見の習得に努めること。

オ 支援者団体と連携等

ヤングケアラー・コーディネーターは、支援が必要とされるヤングケアラーについて、学校に通えていない又は家族以外とのつながりがないなどの場合も含め、子ども食堂、学習支援、見守り訪問、家事・育児支援等を行う支援者団体とも連携を図ること。

カ 関係機関等におけるヤングケアラー支援体制の構築

都道府県等は、必要に応じて、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、作成される多機関連携によるヤングケアラー支援マニュアル（仮称）を活用し、ヤングケアラーを支援するための体制の構築を図ること。

② ピアサポート等相談支援体制の推進

ア 相談支援の推進

都道府県等は、ヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談支援体制を構築するため、ケアラー（ヤングケアラー、元ヤングケアラーを含む）、家族介護支援者や家事・育児等に関する相談支援を行っている者が所属している支援者団体と連携し、ヤングケアラー本人及び保護者等からの電話相談、SNS相談等への対応、必要に応じて、ヤングケアラー・コーディネーター、関係機関等と連携し、適切な福祉サービスにつなげる。

イ ピアサポート機能の整備

都道府県等は、以下「ウ 支援対象者」に掲げる者からの相談等に対応し、傾聴を行い、適切な支援につなげるために、本事業を実施することができる支援者団体を支援する。

ウ 支援対象者

小学生、中学生、高校生若しくは大学生又はその家庭に属する者等

エ その他

本事業は、地域の実情に応じて、他の都道府県等と合同で実施することができる。

③ オンラインサロンの設置・運営、支援

ア 設置・運営、支援

都道府県等は、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験などを共有することができる新たな場所として、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営を行う。また、支援者団体において、本事業を適切に実施する体制が整備されており、都道府県等が適当と判断する場合は、当該団体の支援を行うことができる。

ただし、ヤングケアラーの実態は様々であり、家族の状況を知られることを望まない場合があることから、ヤングケアラーの容姿を映さないよう

な画面処理や匿名性の担保等、当該ヤングケアラーに配慮した仕組みを講じること。

イ 利用対象者

小学生、中学生、高校生若しくは大学生又はその家庭に属する者等

ウ 実施回数

定期的に開催するなど、対象者が利用しやすいよう配慮すること。

エ その他

- ・ 本事業は、地域の実情に応じて、他の都道府県等と合同で実施することができる
- ・ ヤングケアラー本人から悩み相談があった場合には、必要に応じて、ヤングケアラー・コーディネーターや関係機関等と連携し、適切な福祉サービス等につなげること。
- ・ オンラインサロンの設置・運営にあたっては、SNSやICT機器等を活用した相談等の知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者が行うことが望ましい。
- ・ 本事業は、利用者の利便性を踏まえオンラインで行うことが望ましいが、地域の実情に応じて対面でのサロンを行うことを妨げない。
- ・ 都道府県等は、本事業の実施にあたって、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンについて、同一機関において、ヤングケアラーの語りの場に加え、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談やDV等に関する相談についても併せて対応している場合も、国庫補助の対象となる。

(4) 事業計画書等の提出

都道府県等は、本実施要綱に基づくモデル事業について、国の補助を受けて実施する場合については、事業開始までに事業計画書（別紙様式1）を提出するものとし、事業終了後においては、翌年度4月末日までに実施状況報告書（別紙様式2）を提出するものとする。

#### 第4 留意事項

- 1 本事業は、都道府県等が家事や家族のケアなどを行っている子どもの支援をして、実施する場合において、それに要した費用を補助の対象とする。
- 2 都道府県等は、本事業について、地域の実情に応じて、その全部又は一部を実施することができるものとする。
- 3 本事業を実施する都道府県等は、実施内容の詳細や成果等の参考資料について、予め準備し、厚生労働省からの求めに応じ、提出するものとする。
- 4 都道府県等は、「ヤングケアラー支援体制構築事業」に掲げる事業のほか、より一層のヤングケアラーの支援に資する取組について、厚生労働省が適当と認めることができる場合に、モデルとして当該取組を実施することができ、その場合も

国庫補助の対象となる。

## 第5 個人情報の保護

- 1 都道府県等は、個人情報の適切な管理に十分留意し、業務上知り得た情報が漏洩することのないよう、本事業に携わる関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。
- 2 本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。
- 3 なお、本事業を実施する都道府県等が事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

## 第6 経費

本事業に要する費用の一部について、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局長

(自治体名)

○○年度 ヤングケアラー支援体制構築モデル事業に係る事業計画書

1 事業の実施時期

2 事業計画の内容

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

- ① 取組内容
- ② 配置数
- ③ その他

(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

- ① 取組内容
- ② 実施数
- ③ その他

(3) オンラインサロンの運営・支援

- ① 取組内容
- ② 実施数
- ③ その他

3 事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載）

(別紙様式2)

年　　月　　日

厚生労働省子ども家庭局長

(自治体名)

## ○○年度 ヤングケアラー支援体制構築モデル事業に係る実施状況報告

### 1 事業実績内容

#### (1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

- ① 取組実績
- ② 配置数
- ③ その他工夫したことや効果、課題等（具体的に記載）

#### (2) ピアサポート等相談支援体制の推進

- ① 取組実績
- ② 実施数
- ③ その他工夫したことや効果、課題等（具体的に記載）

#### (3) オンラインサロンの運営・支援

- ① 取組実績
- ② 実施数
- ③ その他工夫したことや効果、課題等（具体的に記載）

### 2 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、会議費、事務等）を記載）